2025 (令和7) 年1月1日施行

## 職業紹介事業の許可条件が追加されます

- 職業安定法指針(平成11年労働省告示第141号)に規定されている「転職勧奨の禁止」及び「お祝い金等の提供の禁止」が許可条件に追加されます。
- 新たに追加される許可条件の内容
  - <u>その紹介により就職した者(期間の定めのない労働契約を締結した者に限る。)</u> に対し、当該就職した日から2年間、転職の勧奨を行ってはならないこと。
  - <u>求職の申込みの勧奨については、お祝い金その他これに類する名目で社会通念上相当と認められる程度を超えて求職者に金銭等を提供することによって行ってはならないこと。</u>
  - ▶ 許可条件の追加は2025(令和7)年1月1日から適用されます。
  - ▶ 2025(令和7)年1月1日以降の許可や許可有効期間の更新には、許可条件が 追加されることとなります。
  - ▶ 更新時期を迎える前に(当該許可条件が付される前に)上記の職業安定法指針に 違反した場合、当該事業者については是正指導を行うとともに、本許可条件を付す こととなります。
- 厚生労働省ホームページ

職業紹介事業の業務運営要領の改正について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000172486.html

詳細は、都道府県労働局の雲給調整事業課室へお問い合わせください。

■ 計械は、 <b>単</b> 担桁県力側向の市和調金手未球主への向い合わせ、たてい。								
都道府県労働局 お問い合わせ先								
労働局	課室	電話番号	労働局	課室	電話番号	労働局	課室	電話番号
北海道	需給調整事業課	011-738-1015	富山	需給調整事業室	076-432-2718	島根	職業安定課	0852-20-7017
青 森	需給調整事業室	017-721-2000	石川	需給調整事業室	076-265-4435	岡山	需給調整事業室	086-801-5110
岩手	需給調整事業室	019-604-3004	福井	需給調整事業室	0776-26-8617	広島	需給調整事業課	082-511-1066
宮城	需給調整事業課	022-292-6071	山梨	需給調整事業室	055-225-2862	μ□	需給調整事業室	083-995-0385
秋田	需給調整事業室	018-883-0007	長 野	需給調整事業室	026-226-0864	徳島	需給調整事業室	088-611-5386
山形	需給調整事業室	023-676-4618	岐阜	需給調整事業室	058-245-1312	香川	需給調整事業室	087-806-0010
福島	需給調整事業室	024-529-5746	静岡	需給調整事業課	054-271-9980	愛媛	需給調整事業室	089-943-5833
茨 城	需給調整事業室	029-224-6239	愛知	需給調整事業 第一課	052-219-5587	高知	職業安定課	088-885-6051
栃木	需給調整事業室	028-610-3556	三重	需給調整事業室	059-226-2165	福岡	需給調整事業課	092-434-9711
群馬	需給調整事業室	027-210-5105	滋賀	需給調整事業室	077-526-8617	佐賀	需給調整事業室	0952-32-7219
埼玉	需給調整事業課	048-600-6211	京都	需給調整事業課	075-241-3225	長崎	需給調整事業室	095-801-0045
千 葉	需給調整事業課	043-221-5500	大 阪	需給調整事業 第一課	06-4790-6303	熊本	需給調整事業室	096-211-1731
東京	需給調整事業 第一課	03-3452-1472	兵 庫	需給調整事業課	078-367-0831	大 分	需給調整事業室	097-535-2095
	需給調整事業 第二課	03-3452-1474	奈 良	需給調整事業室	0742-88-0245	宮崎	需給調整事業室	0985-38-8823
神奈川	需給調整事業課	045-650-2810	和歌山	需給調整事業室	073-488-1160	鹿児島	需給調整事業室	099-803-7111
新潟	<b>雪</b> 給	025 200 2510	阜 取	職業安定運	0057 20 1707	油 縄	<b>季</b> 給	000 060 1627